

# 幼児教育・保育の無償化がスタートします！

**問** 保健福祉課 児童福祉係  
☎099-476-1111(144・145)

10月から、幼児教育・保育の無償化がスタートします。無償化の目的は、急速な少子化の進行への総合的な対策と生涯にわたる人格形成を培う幼児教育の機会を保障するためです。

また、子育て世代を応援し経済的負担の軽減を図ります。

## ■無償化の範囲

「幼児教育・保育無償化」は、主に3歳児クラス(3歳で迎える4月1日の年度)から小学校就学前までと2歳児クラス(3歳になる3月31日までの年度)までの町民税非課税世帯が対象となります。

また、無償化の対象となるサービスは、保育の必要性の有無によっても異なります。

無償化の対象となるためにはすべての人がサービスを利用する前に認定を受ける必要があります。

幼児教育・保育無償化の対象と条件は、以下のとおりです。

年齢 (4/1時点)	課税状況	保育の必要性	対象のサービス		無償化となる範囲
3歳 ～ 5歳	町民税の課税・非課税は問わない	条件あり	保育所(2号)	認定こども園(2号)	無償
		条件なし	認定こども園(1号) ※1		無償
		条件なし	幼稚園		上限25,700円 (月額)
		条件あり	預かり保育		上限11,300円 (月額)
		条件あり	認可外保育施設 一時預かり事業など		上限37,000円 (月額) ※2
		条件なし	障害児通園施設		無償
0歳 ～ 2歳	町民税非課税世帯	条件あり	保育所(3号)	認定こども園(3号)	無償
			認可外保育施設 一時預かり事業など		上限42,000円 (月額) ※3
		条件なし	障害児通園施設		無償

※1 3歳の誕生日以降、3歳児クラスより前に認定こども園の1号になる「満3歳児」については、3～5歳児と同様ですが、町民税非課税世帯である必要があります。

※2、※3 複数利用した場合、合計となります

## ■実費負担が必要な費用

- ・主食費(ごはん、ぱん等)
  - ・副食費(おかず、おやつ等)
  - ・その他実費として負担している費用(通園送迎費、行事費等)
- ※年収360万円未満(実際には町民税所得割でみます)世帯及び第3子以降は副食費が免除されます。

